

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) の概要について

令和元年11月
農林水産省

1. 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の概要

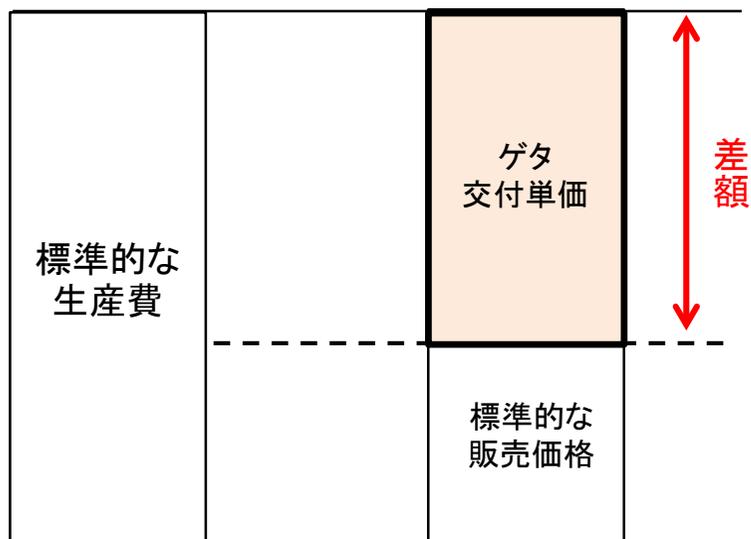
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下、担い手経営安定法という。)に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)を実施。

交付対象農業者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

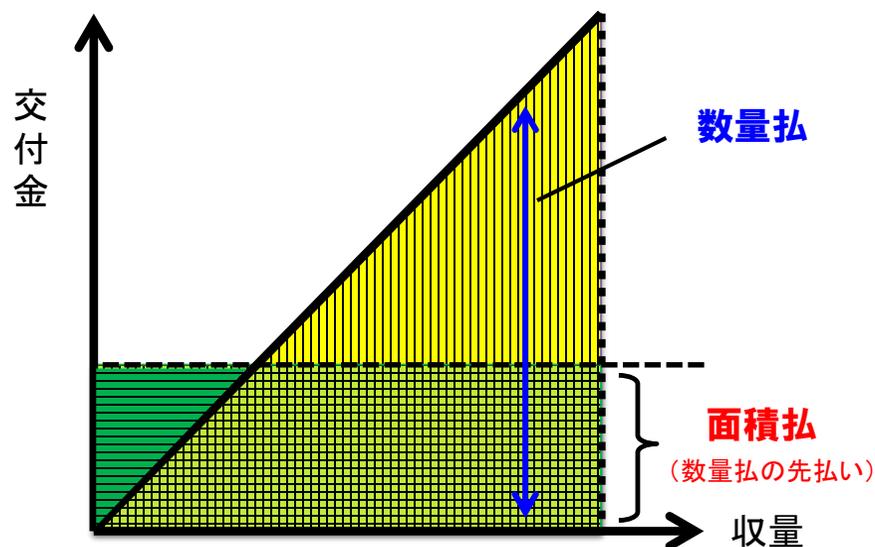
交付対象農産物：麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

支払方法：数量払を基本とし、数量払の先払いとして面積払を支払う

【交付単価のイメージ】



【数量払と面積払との関係】



2. 交付単価の算定方法

- 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の数量払交付単価については、下の算定式により、統計データ等に基づき透明性を確保しつつ機械的に算定。
- ゲタ交付単価については、制度導入以来3年ごとに改定(ただし、平成23年産は戸別所得補償制度の本格実施に合わせて単価改定)。
品目横断的経営安定対策導入以前(平成18年度まで)は、毎年、単価改定していたが、生産コスト削減や販売価格上昇が直ちに翌年の単価に反映され、現場の生産性向上努力等が収入につながりにくい面があった。
このため、平成19年度の品目横断的経営安定対策の導入以降、生産現場の要望を踏まえ、単価を3カ年固定としたことにより、生産現場では中期的な営農計画が立てやすくなるとともに、生産性向上等の努力が収入に結びつくようになったところ。

【平均交付単価の算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{\text{10a当たり生産費(直近3年平均)}}{\text{単収(平均単収(直近7中5平均))}} - \text{販売価格(直近5中3平均)}$$

3. 交付単価の期中改定

- 平成29年1月：平成29年～31年産に適用する交付単価の改定
- 平成31年2月：TPP11発効に対応した平成31年産交付単価の期中改定

表：マークアップ引下げによる輸入麦価格の低下に伴い、国産麦価格が下落する影響を考慮
 てん菜：改正糖価調整法の施行による輸入砂糖価格の低下に伴い、国内の砂糖価格が下落する影響を考慮

	小麦 円/60kg	二条大麦 円/50kg	六条大麦 円/50kg	はだか麦 円/60kg	てん菜 円/t
改定 単価	6,940 (+50)	5,490 (+30)	5,720 (+30)	8,230 (+40)	7,390 (+210)

- 令和元年8月：令和元年10月からの消費税率改定に伴う令和元年産交付単価の期中改定

交付単価は、消費税率8%を前提とした生産費を用いて算定しているため、令和元年10月1日からの消費税率の10%への改定に伴い、元年産の交付単価については、10月1日以降に発生しうる消費税負担を考慮

	小麦 円/60kg	二条大麦 円/50kg	六条大麦 円/50kg	はだか麦 円/60kg	大豆 円/60kg	てん菜 円/t	でん粉原料 用ばれいしよ 円/t	そば 円/45kg	なたね 円/60kg
改定 単価	6,960 (+20)	5,500 (+10)	5,730 (+10)	8,240 (+10)	9,120 (+80)	7,450 (+60)	11,670 (+60)	16,960 (+120)	9,930 (+10)

(注)生産費のうち、10月1日以降に消費税率の改定の影響を受ける費目は、

- ・麦、なたね・・・賃借料及び料金(乾燥調製委託分)、副産物価額
- ・上記以外・・・光熱動力費、諸材料費、賃借料及び料金(農機具借料、収穫作業委託費、乾燥調製委託費)、建物費(減価償却費を除く)、自動車費(減価償却費を除く)、農機具費(減価償却費を除く)、生産管理費、副産物価額

※ 交付単価は、消費税率の改定(8%→10%)に伴い、免税事業者等において生じる生産コストの増加分を加算した額を全ての交付対象者に適用しているもので、消費税の課税事業者に対する交付金交付のあり方については検討していく。

【現行(令和元年産)の交付単価】

対象作物		平均交付単価 【品質区分別の交付単価 (最高～最低)】
小麦		6,960円/60kg
	パン・中華麺用品種	【9,060円～7,190円】 (1等A) (2等D)
	パン・中華麺用品種 以外	【6,760円～4,890円】 (1等A) (2等D)
二条大麦		5,500円/50kg 【5,560円～4,100円】 (1等A) (2等D)
六条大麦		5,730円/50kg 【6,040円～4,420円】 (1等A) (2等D)

対象作物	平均交付単価 【品質区分別の交付単価 (最高～最低)】
はだか麦	8,240円/60kg
	【8,660円～6,360円】 (1等A) (2等D)
大豆	9,120円/60kg
	【10,020円～7,970円】 (1等) (特定加工用)
てん菜	7,450円/t
でん粉原料用ばれいしょ	11,670円/t
そば	16,960円/45kg
	【17,590円～15,480円】 (1等) (2等)
なたね	9,930円/60kg
	【9,950円～9,210円】 (3品種) (その他品種)

※3品種:キザキノなたね、キラリボシ、ナナシキブ

※当年の作付面積に応じて、2万円/10aを数量払の先払いとして交付(そばは1.3万円/10a)。

【ゲタ対策における平均交付単価の変遷】

	H19～22	H23～25	H26～28	H29～31 (R元)		
				H29～30	H31 (R元)	
					TPP11発効を踏まえた改定後	消費税率改定後
小麦	6,250円/60kg -	6,360円/60kg (+110円)	6,320円/60kg (▲ 40円)	6,890円/60kg (+570円)	6,940円/60kg (+50円)	6,960円/60kg (+20円)
二条大麦	4,450円/50kg -	5,330円/50kg (+880円)	5,130円/50kg (▲ 200円)	5,460円/50kg (+330円)	5,490円/50kg (+30円)	5,500円/50kg (+10円)
六条大麦	4,350円/50kg -	5,510円/50kg (+1,160円)	5,490円/50kg (▲ 20円)	5,690円/50kg (+200円)	5,720円/50kg (+30円)	5,730円/50kg (+10円)
はだか麦	6,430円/60kg -	7,620円/60kg (+1,190円)	7,380円/60kg (▲ 240円)	8,190円/60kg (+810円)	8,230円/60kg (+40円)	8,240円/60kg (+10円)
大豆	8,540円/60kg -	11,310円/60kg (+2,770円)	11,660円/60kg (+350円)	9,040円/60kg (▲2,620円)		9,120円/60kg (+80円)
てん菜	7,170円/t 【17.1度】	6,410円/t (▲ 760円) 【17.1度】	7,260円/t (+850円) 【16.3度】	7,180円/t (▲80円) 【16.3度】	7,390円/t (+210円) 【16.3度】	7,450円/t (+60円) 【16.3度】
でん粉原料用 ばれいしょ	12,160円/t 【17.4%】	11,600円/t (▲ 560円) 【18.0%】	12,840円/t (+1,240円) 【19.5%】	11,610円/t (▲1,230円) 【19.5%】		11,670円/t (+60円) 【19.5%】
そば	-	15,200円/45kg -	13,030円/45kg (▲ 2,170円)	16,840円/45kg (+3,810円)		16,960円/45kg (+120円)
なたね	-	8,470円/60kg -	9,640円/60kg (+1,170円)	9,920円/60kg (+280円)		9,930円/60kg (+10円)

注1: ()内は前回の交付単価との差額。

2: てん菜とでんぷん原料用ばれいしょの【 】は、それぞれ基準糖度と基準でんぷん含有率。

3: 消費税率改定後の交付単価は令和元年10月1日以降に申請されるものが対象。

(参考1) 担い手経営安定法(抜粋)

(定義)

第2条

1～3 (略)

4 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三条第一項に規定する認定農業者

ロ 農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者

ハ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織(地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。)

二、三 (略)

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第3条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産条件不利補正対象農産物を生産する対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金

二 当該年度において対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2、3 (略)

4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、生産条件不利補正対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額から、調整額(同項第一号の交付金の金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定した金額をいう。以下同じ。)を控除して得た金額とする。

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに生産条件不利補正対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

(略)

(参考2) 現行の品質区分別交付単価

① 小麦

- ・ 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・ A～Dランクはたんぱく質の含有率等の違いで区分
- ・ パン・中華麺用品種はそれ以外の品種よりも生産費が高いため高い単価を設定

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用 品種	9,060	8,560	8,410	8,350	7,900	7,400	7,250	7,190
パン・中華麺用 品種以外	6,760	6,260	6,110	6,050	5,600	5,100	4,950	4,890

② 大麦・はだか麦

- ・ 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・ A～Dランクは白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,560	5,140	5,020	4,970	4,700	4,280	4,150	4,100
六条大麦 (50kg当たり)	6,040	5,620	5,490	5,440	5,010	4,590	4,470	4,420
はだか麦 (60kg当たり)	8,660	8,160	8,010	7,920	7,090	6,590	6,440	6,360

③ 大豆

- ・ 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・ 特定加工用は、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

(円/60kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等
普通大豆	10,020	9,330	8,650
特定加工用大豆	7,970		

④ てん菜

- ・ 糖度に対応した単価で区分

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (+0.1度ごと)	16.3度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	+62円	7,450	▲62円

⑥ そば

- ・ 等級は容積重の違いや被害粒の割合で区分

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等
そば	17,590	15,480

⑤ でん粉原料用ばれいしょ

- ・ でん粉含有率に対応した単価で区分

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%ごと)	19.5%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	+64円	11,670	▲64円

⑦ なたね

- ・ エルシン酸を含まず油分含有率の高い3品種とその他の品種で区分

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9,950	9,210